

ENEOS でんき「蓄電池制御特約」に係る供給条件説明書および ENEOS 太陽光買取サービス「蓄電池逆潮流特約」に係る重要事項説明書 兼 買取条件説明書

必ず本紙をお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、所定の手続によりお申込みください。

- 本書は、電気事業法の定めにもとづき、お客さまと ENEOS Power 株式会社（以下「当社」といいます。）との電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）および当社がお客さまから太陽光発電による余剰電力を買い取る契約（商品名「ENEOS 太陽光買取サービス」、以下「買取サービス」といいます。）に関する大切な事項を記載し、交付するものです。
- 本書は、別途お客さまに交付しております「ENEOS でんき約款」（以下「電気約款」といいます。）にかかる供給条件説明書および「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」（以下「買取約款」といいます。）にかかる重要事項説明書兼買取条件説明書と一体となって、蓄電池制御に係る重要事項等を説明するものですので、当該説明書も併せてご確認ください。
- 需給契約に関する蓄電池制御特約（以下「制御契約」といいます）および買取サービスに関する蓄電池逆潮流特約（以下「逆潮流契約」といいます）のお申し込みにあたっては、本書をよくお読みいただき、その内容をご理解、ご承諾のうえ、所定の方法によりお申し込みいただきますようお願いいたします。本書に記載のない事項のうち、需給契約および制御契約に関する詳細等につきましては当社の電気約款、「蓄電池制御特約 契約約款」（以下「制御約款」といいます。）およびこれらに関連する契約約款を、買取サービス契約および逆潮流契約に関する詳細等につきましては、買取約款、「蓄電池逆潮流特約 契約約款」（以下「逆潮流約款」といいます。）およびこれらに関連する契約約款を、それぞれご参照ください。

1 制御契約・逆潮流契約の概要

- 制御契約は、お客さまのご自宅に設置する蓄電池を対象に、充放電および待機運転等の動作について当社が遠隔制御を行う、需給契約のご契約オプションとなります。
- 逆潮流契約は、当社が蓄電池の遠隔制御を行うことで、蓄電池から電力系統へ放電（逆潮流）される放電電力を、買取約款に定める規定に準じて当社が買取を行う、買取サービスのご契約オプションとなります。なお、逆潮流契約のお客さまについては、買取約款 6（買取要件）の(7)「蓄電池、エネファーム等の発電設備からの逆潮流がないこと。」を、(7)「エネファーム等の発電設備からの逆潮流がないこと。ただし、蓄電池逆潮流特約契約約款に基づく逆潮流は除きます。」と読み替えます。

2 制御契約・逆潮流契約の適用条件

- 制御契約の適用条件は、以下のとおりといたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - (1) 日本国内に住所がある個人または日本国内において事業活動を営んでいる法人もしくは個人事業主であること。
 - (2) 当社と需給契約を締結したうえで、ENEOS でんき 東京自家消費応援プランを契約して電気の供給を受けていること。
 - (3) 当社と買取サービスを締結していること。
 - (4) 購入・リース等に基づいて、お客さまの需要場所に当社が指定する蓄電池が設置されていること。
 - (5) 蓄電池がインターネットに接続され、蓄電池の制御を受けられる状態を保持すること。
 - (6) 蓄電池の制御を行うにあたって、お客さまにシステムの開発および運営等を行う第三者またはメーカーが提供する蓄電池制御サービスへご加入いただく必要がある場合、当該制御サービスへご加入していること。
 - (7) J-クレジット制度の蓄電池制御に係る排出削減事業以外の排出削減事業、および他の類似制度に参加しておらず、契約期間中も参加しないこと。
- 逆潮流契約の適用条件は、以下のとおりといたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - (1) 日本国内に住所がある個人または日本国内において事業活動を営んでいる法人もしくは個人事業主であること。
 - (2) 当社と需給契約を締結したうえで、ENEOS でんき 東京自家消費応援プランを契約して電気の供給を受けていること。

- (3) 適用開始日時点で蓄電池を導入する住居における太陽光発電設備が再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間の満了を迎えていること。
- (4) 当社と買取サービスを締結していること。
- (5) 制御約款に基づく制御契約を当社と締結していること。
- (6) 販売・リース等に基づいて、お客さまの需要場所に当社が指定する蓄電池が設置されており、逆潮流可能な状態であること。
- (7) 蓄電池からの逆潮流によりお客さまが発電側課金制度の対象とならないと当社が判断できること。

3 お申込みの方法

- 制御契約および逆潮流契約は、インターネット等、当社が指定した方法によりお申込みいただけます。

4 制御契約・逆潮流契約の適用開始日・適用期間

- 制御契約は、お客さまが制御約款 6（適用条件）の各項に定める条件をすべて満たしていると当社が判断し、お客さまの制御契約の申込みを当社が承諾した日（以下「適用開始日」といいます。）に成立いたします。
- 制御契約の適用期間は、適用開始日から需給契約の契約期間満了日までといたします。ただし、制御約款 10（解約等）により制御契約を解約する場合は、原則として制御約款 10（解約等）(5)に定める解約日までといたします。
- 逆潮流契約は、お客さまが逆潮流約款 6（適用条件）の各項に定める条件をすべて満たしていると当社が判断し、お客さまの逆潮流契約の申込みを当社が承諾した日（以下「適用開始日」といいます。）に成立いたします。
- 逆潮流契約の適用期間は、適用開始日から買取約款に基づく買取契約の契約期間満了日までといたします。ただし、逆潮流約款 9（解約等）により逆潮流契約を解約する場合は、原則として逆潮流約款 9（解約等）(5)に定める解約日までといたします。

5 制御約款・逆潮流約款の変更

- 制御約款に関して、法令・制度の変更、当社に生ずるコストの変動その他の事情により、制御約款を変更する必要があるときその他当社が必要と判断したときは、当社は、民法第 548 条の 4 にもとづき、制御約款を変更することがあります。この場合、電気約款 2（約款の変更）の定めを準用し、制御契約の内容および適用条件は、変更後の制御約款によります。なお、制御約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付については、電気約款 2（約款の変更）の定めを準用いたします。
- 逆潮流約款に関して、法令・制度の変更、当社に生ずるコストの変動その他の事情により、逆潮流約款を変更する必要があるときその他当社が必要と判断したときは、当社は、民法第 548 条の 4 にもとづき、逆潮流約款を変更することがあります。この場合、買取約款 2（約款の変更）の定めを準用し、逆潮流契約の内容その他の適用条件は、変更後の逆潮流約款によります。

6 電気のご使用、蓄電池の維持管理等にともなうお客さまのご協力

- 制御契約に関して、一般送配電事業者が、当社の販売する電力の使用を中止または制限した場合、お客さまは自らが自立運転に必要な措置を講じたうえで、蓄電池から供給される電力（以下「非常用電力」といいます。）を使用することができます。ただし、蓄電池制御に伴う蓄電池の運転状況等によっては、非常用電力を使用できない場合があることについて、お客さまは、あらかじめ承諾するものといたします。
- 制御契約に関して、お客さまは、次に定める事項について承諾するものとします。
 - (1) 蓄電池制御の提供や終了に伴い必要となる現地調査・蓄電池の設定等のために、当社または当社の指定する者がお客さまの需要場所へ立ち入る場合があること。また、お客さまはこれに協力すること。
 - (2) 当社が蓄電池の制御および設定に係る情報の提供を求めたときは、お客さまは、これに協力し、必要な情報を提供すること。

- (3) 当社が、蓄電池制御によって蓄電池から逆潮流放電した電力（逆潮流電力）を容量市場、需給調整市場等の各種電力市場において需要抑制や周波数調整等の用途に活用すること、および当該活用にあって蓄電池を各種電力市場に電源として登録すること。
 - (4) 太陽光発電設備および蓄電池から発電、放電された電力を需要場所で使用することによって創出される環境価値、および逆潮流電力に付帯する環境価値の権利について、現在かつ将来にわたって当社に帰属することに同意すること。ただし、国または地方自治体等による補助金等の受領の要件として、環境価値を当社以外への帰属させることが求められている場合、当社が、当該補助金等の要件の求める環境価値の譲渡先へ環境価値を譲渡すること。
 - (5) 当社が制御サービスを介して蓄電池の運転データを取得すること。
 - (6) 蓄電池制御を行う日付および時間帯を、当社が任意の判断によって定めること。
 - (7) 蓄電池制御にあたり、蓄電池の充放電および待機運転等の動作設定を当社が行うこと。
 - (8) 蓄電池制御により、蓄電池にあらかじめ設定されている運転計画や独自の制御と異なる運転になる場合があること。また、これによりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないこと。
- お客さまは、蓄電池の維持管理について、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 制御契約の期間中、お客さまは、蓄電池の維持管理を、善良な管理者の注意によって行うこと。
 - (2) お客さまは、当社の事前の承諾なく、蓄電池を撤去および改造するなど、その現状（設置場所、用途等を含みます。）を変更する行為や蓄電池制御の実施に支障をきたす行為を行わないこと。
 - (3) その他、お客さまは、当社の事前の承諾なく、蓄電池の取扱説明書等で禁止されている行為を行わないこと。
 - 逆潮流契約に関して、お客さまは、次に定める事項について承諾するものとします。
 - (1) 蓄電池からの逆潮流電力を、買取約款に定める買取電力および買取契約の規定に準じて、当社が買い取ること。なお、蓄電池からの逆潮流電力には、電力系統から蓄電池に充電された電力を逆潮流させたものも含むものとします。
 - (2) 蓄電池からの逆潮流の許可に関する設定（以下「逆潮流設定」といいます。）は、当社または当社指定の事業者が実施し、お客さまは、当社の承諾なしに逆潮流設定を変更することができないこと。なお、この定めは逆潮流の実施を含む充放電、および待機運転等の蓄電池動作の設定について規定するものではありません。
 - (3) 当社が、蓄電池からの逆潮流電力を容量市場、需給調整市場等の各種電力市場において需要抑制や周波数調整等の用途に活用すること、および当該活用にあって蓄電池を各種電力市場に電源として登録すること。
 - (4) 今後、法令等の新設または改正によって、蓄電池からの逆潮流電力に環境価値に関する権利を取得できるようになった場合、この権利については当社に帰属すること。
 - (5) 一般送配電事業者の維持・運用する配電設備に影響を与える発電者の発電設備（蓄電池を含みます。）の全部または一部の変更をお客さまが希望する場合には、あらかじめその旨を当社に申し出ること。
 - (6) 他社が提供する発電設備からの電力買取サービスへの申し込みを行う場合（当社との買取契約の解約を伴うものに限り。）には、あらかじめその旨を当社に申し出ること。

7 お客さまにご負担いただく費用（発生した場合のみ）

- 制御契約に関して、お客さまは、次の各号に定める費用について、お客さま自身が負担することを承諾し、当社に対し、これら費用の支払請求その他一切の請求を行わないものとします。
 - (1) 蓄電池のインターネット接続に必要な通信料およびインターネット接続料
 - (2) 蓄電池制御の提供に際し、一般送配電事業者による分電盤内のサービスブレーカーの撤去工事が必要となる場合、当該工事に関する費用
 - (3) 蓄電池制御の実施により、需要場所の需給契約に基づくお客さまによる当社からの電気の購入が生じる場合、当該購入に関する電気料金その他の費用
- 逆潮流契約に関して、お客さまは、次の各号に定める費用について、お客さま自身が負担することを承諾し、当社に対し、これら費用の支払請求その他一切の請求を行わないものとします。
 - (1) 蓄電池からの逆潮流の実施に際し、一般送配電事業者による分電盤内のサービスブレーカーの撤去工事が必要となる場合、当該工事に関する費用

8 個人情報の取り扱いについて

- 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別、電気料金のお支払状況または電気のご利用状況等の情報の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、当社のホームページ等において掲示いたします。また、当社は、お客さまの個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用させていただきます。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または当社が指定する第三者へ提供する場合があります。
- プライバシーポリシーに定めるほか、当社は、お客さまの個人情報を以下のとおり共同利用いたします。

【共同利用する者の範囲】

ENEOS グループ、一般送配電事業者、メーカー、販売者、賃貸者、サードベンダーおよび環境価値認定機関、一般社団法人電力需給調整力取引所、電力広域的運営推進機関（以下総称して「関係会社等」といいます。）

【共同利用の目的】

- (1) 蓄電池の制御の実施のため
- (2) その他制御契約の履行のため
- (3) 各種市場への電源登録等のため

【前項に定める利用目的で共同利用する個人情報】

- (1) 基本情報：氏名、住所、電話番号および需給契約の契約番号
- (2) 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法、発電設備に係る図面等（環境価値認定機関が提出を定める情報）
- (3) 蓄電池に関する情報：運転データ

【共同利用の管理責任者】

- (1) 基本情報：当社
- (2) 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者、環境価値審査機関、一般社団法人電力需給調整力取引所、電力広域的運営推進機関
- (3) 蓄電池に関する情報：メーカー、販売者、賃貸者、サードベンダー、環境価値審査機関

【共同利用の範囲】

当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての関係会社等との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

- プライバシーポリシーに定めるほか、当社は、制御契約および逆潮流契約の履行に必要な範囲で、蓄電池のメーカー、販売事業者、蓄電池制御のシステムを開発・運営するベンダーその他の第三者にお客さまの個人情報を提供する場合があります。この場合、提供する個人情報の項目、利用目的、第三者の範囲等について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまの個人情報を当該第三者へ提供いたします。

9 その他

- 本書は、電気事業法第2条の13第2項および同法2条14第1項の定めにもとづき交付するものです。
- 本書に定めのない事項のうち、需給契約および制御契約に関する詳細等につきましては、当社の電気約款、制御約款およびこれらに関連する契約約款が、買取サービス契約および逆潮流契約に関する詳細等につきましては、買取約款、逆潮流約款およびこれらに関連する契約約款が、それぞれ適用されます。これらによりがたい特別な事情が生じた場合は、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

■以下は料金体系等の特に重要な事項となります

10 需給契約の電気料金およびお支払い方法

- 制御特約における電気料金（燃料調整費等を含みます）およびそのお支払い方法は、主契約である需給契約に定めるとおりとします。

11 買取サービスの買取単価および買取料金のお支払い方法等

- 逆潮流特約における買取単価および買取料金の支払方法は、主契約である買取サービスに定めるとおりとします。
- 買取サービスに関する系統連系受電サービス料金は、一般送配電事業者からの請求にもとづき、指定した金融機関を通じた振込等の方法により、お客さまから一般送配電事業者へ直接お支払いいただきます。詳細（単価、支払い方法等）は、託送供給等約款をご確認ください。

12 蓄電池の制御

- お客さまには、当社が、電力需給ひっ迫対策や容量市場※1 および需給調整市場※2 の各種電力市場における取引への活用のために、ご自宅に設置された蓄電池を対象に、国・地方自治体（経済産業省やその他の官公庁を含む）の補助金要件に伴う制御要請、電力広域的運営推進機関もしくは一般送配電事業者による要請、電力の需給ひっ迫状況（下げDR）、再エネ出力制御対策時（上げDR）、需給調整市場等における調整力の調達状況、容量市場等が定める発動指令、お客さまの電力需要状況その他の状況等を考慮して、任意の日付・時間帯に遠隔で充放電の制御を行うことに同意いただきます。
- 各種電力市場に参加するためには、事前にテスト運用が必要となります。テスト運用として、毎年、年に10回を超えない範囲で、蓄電池の充放電の制御を行うことで、お客さまの電気料金が1回あたり約100～200円※3程度の増額となる可能性がありますのでご了承ください。
- テスト運用後の各種電力市場における取引を行う際にも、蓄電池の充放電の制御を行うことによる電気料金の増額が発生する可能性があります。

※1 容量市場について

- 容量市場とは、電力広域運営機関が運営する将来の供給力（kW）を取引する市場です。
- 地域単位で供給力（kW）が不足した場合、各家庭の蓄電池を遠隔で制御し、発電所のような役割として活用させていただくものです。
- 参入前テストは夏季（7月1日～9月30日）もしくは冬季（12月1日～2月末日）の9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）の時間帯において、最大年間3回のテスト運用をする可能性がございます。
- テスト運用後の取引は、一般送配電事業者からの発動指令に応じて、9時～20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）の時間帯において、最大年間12回の取引をする可能性がございます。

※2 需給調整市場について

- 需給調整市場とは、一般社団法人電力需給調整力取引所が運営する需給変動等の調整力（ Δ kW）を取引する市場です。
- 地域単位で「使う量（需要）」と「作る量（供給）」を、常にバランスよく保つための調整力として、各家庭の蓄電池を遠隔で制御し、発電所のような役割として活用させていただくものです。
- 参入前テストは、一般送配電事業者と調整した日時において、試験を実施します。なお、テスト時の制御実績に応じて、テストは複数回実施する可能性がございます。
- テスト運用後の取引は、お客さまの蓄電池の運転状況や市場価格等を踏まえて、ENEOS Power が任意の日付・時間帯に遠隔で充放電の制御を行います。

※3 お客さまの電気料金の損失額は、以下の条件で、損失額が大きい容量市場に活用した際の金額算定となっております（2026年5月時点）。

- 蓄電池容量 11.4kWh（実効容量 10.1kWh）、蓄電池出力 3.0kW、非常時用の蓄電池残量制限設定 0～30%
- ご自宅での電力消費負荷 0～700W
- 「損失額」は、当社からの買電 kWh（当社が遠隔制御することで新たに発生する充放電ロスに伴う買電 kWh を含みます）と当社への売電 kWh の差分の電力量料金の合計額となります。
- 当社独自の前提による試算で、金額は参考目安です（消費税込）。当社からの買電 kWh およびその電気代（料金単価等）、売電量や売電収入、自家消費電力量は天候やお客さまの電気の使用状況によって異なります。

・電気料金は「ENEOS でんき東京自家消費応援プラン」にて試算しております。なお、にねんとく²割、燃料費等調整額（2026年5月分）、再生可能エネルギー発電促進賦課金（2026年度単価）を含みます。売電収入は「ENEOS 太陽光買取サービス」の東京エリアにおける買取条件にて試算しております。

13 ご解約等に関する事項

- ・お客さまの都合により制御契約または逆潮流契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、ENEOSでんき・都市ガスカスタマーセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・次の各号のいずれかに該当する場合は、当社はただちに制御契約および逆潮流契約を解約できるものといたします。
 - (1) 当社への事前の通知なく、制御契約および逆潮流契約の適用要件のいずれかを満たさなくなった場合で、かつ、当社が書面または電子メール等により当該事実および是正すべき事項を通知したにも関わらず、当該通知の日から1カ月以内（やむを得ない事情がある場合は当社が別途合理的に指定する期間）に当該是正が行われない場合
 - (2) 当社が定める禁止事項に違反している場合
 - (2) 制御契約または逆潮流契約の履行に関し、お客さまに著しい不正または不誠実な行為が認められた場合
 - (3) 故意または重大な過失によりお客さまが当社またはメーカー、販売者、賃貸者、サードベンダー等へ損害を与えた場合
 - (4) 原因の如何を問わず、ENEOS でんき 東京自家消費応援プランによる需給契約、買取契約または逆潮流契約が終了した場合
 - (5) お客さまの需要場所に設置された当社の指定する蓄電池を故障・撤去等により利用を終了した場合
 - (6) その他、お客さまの責に帰すべき事由により、制御契約または逆潮流契約の履行が困難と当社が判断した場合
- ・当社は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令、条例、規則等の制定または改廃等の事由により、制御契約および逆潮流契約の全部または一部の履行が困難となり、かつ、当該事由の解消の見通しが立たないと判断したときは、お客さまとの制御契約および逆潮流契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3カ月前までに書面または電子メール等、当社が指定した方法にてお知らせいたします。
- ・当社は、法令・制度の変更、制御約款および逆潮流約款に関して当社に生ずるコストの変動その他の事業環境の変化により、制御契約および逆潮流契約の継続が困難と判断したときは、お客さまとの制御契約および逆潮流契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3カ月前までに書面または電子メール等、当社が指定した方法にてお知らせいたします。
- ・制御契約を解約する場合、当社は蓄電池の制御に係る制御システム上の手続を原則として1カ月以内に実施し、当該手続が完了した日をもって解約日といたします。当該手続が完了するまでの間は適用期間に定める適用期間に拘わらず蓄電池の制御が行われる場合があることを、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。
- ・制御契約または逆潮流契約のいずれか一方を解約した場合、他方の契約も自動的に解約されることを、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。

以上

ENEOS Power 株式会社

小売電気事業者名

東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー47階
(小売電気事業者登録番号：A0050)

お問い合わせ

- ・ENEOS でんき・都市ガスカスタマーセンター
☎0570-01-8704 (ナビダイヤル) (IP電話などからは03-6627-1763)
受付時間：午前9時～午後5時（日曜日および祝日、年末年始を除く）
【ホームページ】 <https://www.eneos-power.co.jp/denki/>
- ・ENEOS 太陽光買取カスタマーセンター
☎0120-315-009 (フリーダイヤル)
受付時間：午前9時～午後5時（第3日曜日と年末年始を除く）
【ホームページ】 <https://www.eneos-power.co.jp/solar-kaitori/>

代理店等（電気需給契約・電気買取サービスの媒介者）

〔代理店向け〕本欄に記載がある場合は、当該企業が媒介を行います。

- 会社名、連絡先（電話番号）、受付時間を必ず記載願います。
- 本書をお客さまにご説明のうえお渡し願います。